

「総ぐるみ」新聞

介護保険の制度は、どのように変わるのでしょうか

二〇〇〇年度から始まった介護保険制度は、施行後5年をめどに制度の見直しをすることが決まっています。政府と与党の調整によって、来年からの制度改正の大枠が決まり、新聞にも報道されるようになっていきますので、その改正点を紹介してみます。

寝たきり予防のために、筋トレや

栄養指導サービスが創設

介護の必要度が比較的低い人を対象に、寝たきりなどになることを予防するため、筋力トレーニングや栄養改善指導、口腔ケアなどのサービスが受けられるようになります。これが今までにない大きな改正点で、「新予防給付」の創設です。「要支援1」「要介護1」と認定されている人の7/8割が、この給付の対象になる見通しです。

また、現在の介護保険制度では対象とならない元気な高齢者に対して、地域支援事業「仮称」として、自治体独自の体操や筋肉トレーニング等が、各地で行われる見通しのようです。

介護認定区分が8区分に変更

介護認定の区分は、現在は、介護の必要程度合いによって、要支援、要介護1～5の6区分に別れています。しかし、新予防給付の創設によって、介護の必要な人を、予防サービスののみを受ける「要支援1」と、病気・けが・認知症などで、予防サービスに適さない人で、従来のサービスを受ける「標準介護」とに分けます。また「要介護1」も、予防サービスを受ける「要支援2」と、受けない「要介護1」に分けるので、8区分の認定区分になります。

介護予防の対象とするかどうかは、主治医の意見を参考に、外出の頻度などの調査項目を追加して、状態が維持・改善する可能性の高い人を対象として、市町村の介護認定審査会が決めます。

要介護度の認定調査の厳格化

厚生労働省は、介護保険を申請する場合の認定作業を、民間の特別養護老人ホームなど事業者に所属するケアマネージャーにさせると審査が甘くなりかねることから、禁止し

NPO総ぐるみ福祉の会 事務所は日限山44・23の宮崎宅です。入会や活動等については、宮崎浩子（8447477）、増澤喜一郎（8429084）、大橋綾子（8232363）、菅沼永子（8449193）、米川満寿子（8419433）、菊地幸子（8414862）に、日限山荘でも受け付けています。

編集：藤井香代

NPOについて(その4) (にえだ)

NPO法人やボランティアグループについては、これからの社会の中でどんな役割を期待するのか、このあたりの考え方には、相当に開きがあるようです。

従来、政府や行政がやってきたことでは不足してきた面を、市民活動が補完的につとめていくという捉え方もあります。非営利組織の活動領域での雇用の拡大という点を、強調する人もいます。また、現在の社会状況を変えていき、新しい地域のコミュニティを生み出すキーワードという考え方で、取り組んでいる人もいます。

さらに、ネットワークと国際化の中で、どういう役割を持ちうるかという視点を重視する人と、人と人のつながりが壊れて孤立化する高齢化社会の中での役割を、どうみてもかなり考え方に違いが出ているように思えます。

NPO法が施行されてまだそれほどの年数がたっていないので、関係者は試行錯誤の連続の日々のようにみえます。

私たちは今、次の世代に何が引き継げるのかの実験を始めたところだと思っています。

て、原則市町村が行うことにしました。
また、事業者が、介護保険の認定申請を代行することを制限して、高齢者自身や家族しか介護保険の申請ができないようにするなど、認定の申請や調査を厳格化して、必要度の低い人にまで介護保険のサービスを提供する「過剰な掘り起こし」を防いでいく予定です

介護保険との出会い

長谷川 致正

最初の出会い

三年ほど前の話である。当時NPO総ぐるみ福祉の会の立ち上げで忙しくしていた増澤氏が、「おい長谷川氏よ、我々も齢だから、介護保険(保険給付)を受けるための申請をそろそろしてもよい頃だぞ」と、言われました。しかし、私は「介護保険の給付を受けることは、果たして喜ばしいことなのか、悲しむべきことなのか、わからないな」と答えたものです。

当時私は、介護保険制度ができて、四〇歳以上のすべての国民が保険料を負担し、高齢者の介護費用を負担することになったことは知っていました。しかし、まだ自分が介護保険のご厄介になるとは思っていなかったたので、よそ事のように思えて、こんな答えをしたのです。

それが二年ほど前から足腰が弱くなり、パーキンソン病によるからだのこわばり等で、体の動きが鈍くなると共に、耳が遠くなるなど老化が進んで、よそ事ではなくなりました。

要支援の認定

総ぐるみ福祉の会が設立後、少しずつ仕事をこなしていきけるようになった平成十六年九月頃、「長谷川さん、介護保険の認定申請を早くされるとういのですよ。最近認定申請をする人が増えて、だんだん厳しくなるよつですから」という話を聞き、また申請を奨められて、要支援の認定を受け

たのが平成十六年十月のことです。

要支援での在宅サービスの利用は、月六万円程度ですが、住宅改修では二十万円まで利用できるもので、私は手すりの取付けと段差の解消を希望しました。そうしたら、総ぐるみ福祉の会の方々が、ケアマネージャーの紹介、工事業者の紹介、区への申請、書類の作成など至れり尽くせりで運んでくださり、私は書類にサインと捺印をすればよく、さすが総ぐるみ福祉の会だと感心しました。

「バリアフリー工事は、昨年十二月二十日に完了。満足できる工事で、二十七日にいったん全額を支払い、区から住宅改修費の実費の九〇%に当たる十八万円が、今年二月に償還されて受領。」

要介護1の認定

要支援の認定期間は、昨年十月から今年の三月末までの六カ月間でした(最初の認定期間は六カ月とされ、カラダの状態の変化に応じて区分変更がされる)。バリアフリー工事が終わった頃には、区から更新の通知があり、これまた、総ぐるみ福祉の会のお世話でやっていただいた結果、今年四月からは要介護1に認定され、いよいよ介護を受ける身になり、淋しさを実感しました。

しかし、これまで世話をしてくれた総ぐるみの会からは一向に連絡もなく、どうしたらよいかわからない状態でした。これまでが至れり尽くせりのお世話で、すべてやっていただいたことの反動で、私自身が甘えていたのだと思います。

総ぐるみ福祉の会との関わり

介護保険で利用できるサービスには、自宅で受けるもの、施設に通って受けるものなどがあり、

このサービスを提供する団体や業者(指定介護事業者という)も沢山あります。そこで、どんなサービスをどの団体(NPO)・業者(株式会社、社会福祉法人、有限会社)から受けるのかは、要介護者本人の希望を尊重したり、家族の希望を優先したりして決めることが大原則です。受けるサービスの内容、ケアマネージャー、サービス業者は、すべて本人や家族が決めるわけで、周囲の人たちに頼ってばかりではいけないのです。

私が要介護1になっても、総ぐるみ福祉の会の方々が何もしてくれなかったのはこのためだったのです。とはいっても、まったく予備知識なしでは決めるにいくので、団体にはサービス提供責任者がいて相談に応じるようになっていきます。総ぐるみ福祉の会のサービス提供責任者は、副理事長の一柳さんなので、私は一柳さんと相談して、希望するサービス内容を決めようと思っています。

総ぐるみ福祉の会は、地元日限山地域を基盤にした特定非営利活動法人で、指定介護事業者でもあります。そこで、在宅で援助を必要とする高齢者や、その他手助けを必要とする人々に、住民参加と助け合いの精神で、地域に根ざした福祉や介護サービスの提供を目的としています。

私は、総ぐるみ福祉の会が、介護保険適用のサービスだけでなく、介護保険の対象にならない家族のための家事(掃除、洗濯、調理、送迎)サービスも提供していること、高齢化が進む日限山地域では、今後需要がいつそう増大することから、総ぐるみ福祉の会を支援し、助け合いの精神で、大いに関わりを持っていきたいと考えています。